

ガラテイヤ人に達する書

第一章 一 パワエル、人に由るに非ず、人を以てするに非ず、乃
イイスス ハリストス、及び彼を死より復活せしめし神父を以て立て
られたる使徒、二 及び我と偕に在る衆兄弟は、書してガラテイヤの
諸教會に達す。三 願はくは恩寵と平安とは、神父及び我等の主イ
イスス ハリストスより爾等に賜らんことを。四 彼は神我等の父の
旨に遵ひて、我等を今の惡しき世より救はん爲に、己を我等の罪の
爲に與へたり。五 光榮は彼に歸して、無窮の世に至らん、「アミン」。
六 我怪しむ、爾等が斯く速に爾等をハリストスの恩寵に召しし
者を離れて、他の福音に遷れることを、七 此れ他の福音に非ず、惟
或人人が爾等を擾して、ハリストスの福音を紛更せんと欲するのみ。
八 然れども或は我等も、或は天よりする使者も、我等が曾て爾等
に福音せし所に異なる福音を傳へば、「アナフェマ」たるべし。九
我等が先に言ひし如く、今も亦言ふ、爾等が曾て受けし所に異なる
福音を爾等に傳ふる者あらば、「アナフェマ」たるべし。一〇 我今人
の心を得んと欲するか、神の心を得んと欲するか、抑人を悦ば
しめんことを勉むるか、若し我仍人を悦ばしめば、即ハリストス
の僕たらざらん。一一 兄弟よ、我爾等に告ぐ、我が傳へし福音は人
に由るに非ず。一二 蓋我人より之を受け、之を學びしに非ず、乃

イイスス ハリストスの黙示に由るなり。一三 爾等は我が先にイウデ
ヤ教に在りし時に行ひし所を聞けり、即我甚しく神の教會を
窘逐し、之を殘害し、一四 且イウデヤ教に進歩して、我が同族の中の
年相若しき多くの人に越え、極めて先祖の遺傳に熱中せり。一五 然
れども我が母の胎より我を簡びて、其恩寵を以て我を召しし神が、
一六 悦びて、其子を我が内に顯し、我をして之を異邦人に福音せし
めんとせし時、我直に血肉と相謀らず、一七 亦イエルサリム我より先
に使徒と爲りし者を見ず、乃アラワイヤに往き、後亦ダマスクに返
れり。一八 嗣ぎて三年を越えて、ペトルを見ん爲にイエルサリムに上
り、十五日間彼と偕に居たり。一九 他の使徒は、主の兄弟イアコフの
外誰をも見ざりき。二〇 我が爾等に書する所の者は、視よ、神の前
に在りて、謊らず。二一 厥後我シリヤ及びキリキヤの諸地に往けり。
二二 イウデヤに在るハリストスの諸教會は我が面を識らざりき、二
三 彼等は第先に我等を窘逐せし者、今其先に殘害せし教を福音すと
聞き、二四 我に因りて神を讚榮せり。

第二章 一 嗣ぎて、十四年の後、我ワルナワと偕に復イエルサリム
に上れり、テイトをも共に攜へたり。二 我黙示に依りて上り、彼等
に我が異邦人の中に傳ふる所の福音を告げ、又私に名ある人等に告
げたり、我が勤勞し、或は勤勞せしことの、徒然に歸せざらん爲な

り。三 然れども彼等は我と偕に在りしテイトにも、其エルリン人なりと雖、強ひて割禮を受けしめざりき。四 私に入りし僞兄弟竊み入りて、我等がハリストス イイススに於て有つ所の自由を窺ひ、我等を奴隸とせんと欲せし者には、五 我等一時も之に譲りて服せざりき、福音の眞實の爾等の中に存せん爲なり。六 名ある者に至りても、其嘗て如何なる人たりしと雖、我に於て、異なる所なし、神は貌を以て人を取らず、名ある者も我に増益せし所なし。七 是に反して、福音が割禮を受くる者の爲にペトルに委ねられし如く、我には割禮を受けざる者の爲に委ねられたるを見、八 (蓋ペトルに割禮を受くる者の中に其使徒職を助けし者は、我にも異邦人の中に之を助けたり) 九 且我に與へられし恩寵を知りて、イアコフ、キファ、イオアン、柱と意はるる者は、我及びワルナワに交親の證として右の手を與へたり、我等は異邦人に、彼等は割禮を受くる者に往かん爲なり。一〇 唯彼等の願ひし所は、我等が貧者を記念せんことに在り、我勉めて是の事を行へり、一一 ペトルがアンティヲヒヤに來りし時、我面り彼を話れり、責むべき所ありし故なり。一二 蓋イアコフよ來る者の未だ至らざる先には、彼異邦人と偕に食へり、其至りし後には、割禮を受くる者を畏れて、退きて別れたり。二三 其餘のイウデヤ人も彼と偕に僞を爲せり、ワルナワも其僞に與するに至れり。一四 我は彼等が福音の眞實に循ひて正しく行はざるを見て、

衆人の前に於てペトルに謂へり、若し爾イウデヤ人たるに、度生すること異邦人の如くにして、イウデヤ人の如くならずば、何ぞ異邦人をしてイウデヤ人の如く度生することをせしむる。一五 我等は本性イウデヤ人にして異邦よりせし罪人に非ず、一六 然れども人は律法の行に由るに非ず、唯イイスス ハリストスを信ずるに由りて義とせらるるを知りて、我等もハリストス イイススを信ぜり、ハリストスを信ずるに由り、律法の行に由らずして、義とせられん爲なり、蓋律法の行に由りては、人一も義とせらるるなし。一七 若し我等ハリストスに由りて義とせられんことを求めて、自も猶罪人たらば、豈ハリストスは罪の役者たるか。非らず。一八 蓋若し我が毀ちたる者、我復之を建てば、則己の罪人たるを示すなり。一九 我律法に由りて律法の爲に死せり、神の爲に生きん爲なり。我ハリストスと共に十字架に釘せられたり。二〇 既に我生くるに非ず、即ハリストスは我の中に生くるなり。我が今肉體に在りて生くるは、我を愛して我が爲に己を捨てし神の子を信ずるに由りて生くるなり。二一 我神の恩寵を廢せず、蓋若し義とせらるること律法に由らば、ハリストスの死せしことは徒然なり。

第三章 一 無知なる哉、ガラテヤ人よ、誰か爾等を惑はして、眞實に從はしめざる、蓋イイスス ハリストスは爾等の目の前に像ら

れしこと、爾等の中に釘せられしが如くなりき。二 我惟此の事を
爾等に問はんと欲す、爾等が神を受けしは、律法の行に由るか、
抑聴きて信ぜしに由るか。三 爾等斯く無知なるか、神を以て始
めて、今肉を以て終ふるか。四 爾等斯く多く苦を受けしこと徒然
なるか、豈止徒然ならんや。五 爾等に神を賜ひ、且爾等の中に異能
を行ふ者は、律法の功に由るか、抑聞きて信ぜしに由るか。六 斯
くアウラムは神を信じたり、此れ彼に歸して義と爲れるなり。七 故
に信に由る者は、是れ即アウラムの子なりと知れ。八 聖書も預
め神が信に由りて異邦人等を義と爲さんことを見て、預めアウラ
ムに福音して言へり、萬民は爾に由りて祝福せられんと。九 是く
の如く、信に由る者は信なるアウラムと偕に祝福せらるるなり。
一〇 凡そ律法の行に由る者は詛に服す、蓋録せるあり、凡そ恒に
律法の書に載する所に遵ひて之を行ひ盡さざる者は詛はるるなり
と。一一 律法に由りては人一も神の前に義とせられざること明
り、蓋曰ふ、義人は信に由りて生きんと。一二 然れども律法は信に由
らず、乃曰ひ、此を行ふ人は此に由りて生きんと。一三 ハリス
トス是我等の爲に詛と爲りて、我等を贖ひて、律法の詛より免れし
めたり、蓋録せるあり、凡そ木に懸れる者は詛はれたり。一四 是
れアウラムの祝福がハリストス イイヌスに由りて、異邦人に及ば
ん爲、我等信に由りて許約せられし聖神を受けん爲なり。一五 兄弟

よ、我人の情に循ひて言ふ、人の契約すら既に定まりたらば、之を廢
し、或は之を加ふることなし。一六 夫れ許約はアウラム及び其裔
に賜りたり。多くの者を指して云ふが如く、諸裔と云はば、乃一
の者を指すが如くに、爾等の裔と云ふ、是れ即ハリストスなり。
一七 我之を言ふ、先に神より定められたる、ハリストスに於ける契約
は、四百三十年の後に顯れし律法、之を廢して、許約を虚しくする能
はず。一八 蓋嗣業者し律法に由らば、已に許約に由らず、然れども神
はアウラムに許約に由りて之を賜へり。一九 然らば律法は何ぞや。
此れ後に、罪の故に由りて、許約の屬する所の末裔の來るに及ぶま
で設けられし者にして、天使等に依りて、中保者の手を以て授けら
れたり。二〇 夫れ中保者は一の者に有るなし、而して神は一なり。
二一 然らば律法は神の許約に反るか。非らず、蓋若し生かすを得る
律法與へられしならば、義とせらるるは眞に律法に由るならん。二二
然れども聖書は萬人を罪の下に閉せり、許約がイイヌス ハリストス
を信するに由りて信者に與へられん爲なり。二三 信の來らざる先に
は、我等律法の下に護られ、閉ざれて、信の顯るるを俟てり。二四 斯
く律法は我等をハリストスに導く師傳たりき、我等信に由りて義と
せられん爲なり。二五 信の來りし後、我等は已に師傳の下に在らず。
二六 蓋爾等皆ハリストス イイヌスを信するに由りて神の子なり。二
七 爾等皆ハリストスに於て洗を受けし者はハリストスを衣たり。二八

既にイウデヤ人もエルリン人もなく、奴隸も自主もなく、男性も女性もなし、蓋爾等皆ハリストス イイスに在りて一なり。二九 若し爾等ハリストスに屬せば、則 アウラムの裔たり、且許約に由りて嗣子たるなり。

第四章 一 我亦曰ふ、嗣子は全業の主たりと雖、其童蒙の時に於ては、僕に異なるなし。二 乃父の定めし期に至るまで、受託者及び家宰の下に在り。三 是くの如く我等も、童蒙の時に於ては、世の元行に服役せり。四 然れども期満つるに至りては、神は其子を遣し、彼を女より生れ、律法下の者となれり、五 律法下の者を贖ひ、我等をして子たるを得しめん爲なり。六 且爾等子たるに由りて、神は爾等の心に其子の神、「アウワ」父と呼ぶ者を遣せり。七 故に爾既に僕ならず、乃子なり、若し子ならば、イイスス ハリストスに由りて神の嗣なり。八 然れども曩に爾等神を識らずして、本性神ならざる者に事へたり。九 今神を識りて、寧神に識られて、何ぞ復弱く且卑しき元行に返りて、再之に事へんと欲する。一〇 爾等日と月と節と年とを守る。一一 我爾等の爲に恐る、我が爾等の中に勞せしことの徒然に歸せんことを。一二 兄弟よ、爾等に求む、我の如くなれ、蓋我も爾等の如き者なり。爾等一も我を侵ししことなし。一三 爾等知る、我初身の弱きを以て爾等に福音したりと雖、一四

爾等是我の身に在りし我が試誘を卑しめず、厭はず、乃神の使の如く、ハリストス イイススの如く、我を受けたり。一五 其時爾等如何に福なりしか。我爾等の爲に證す、若し能くす可くば、爾等己の目を抉りて、我に與へしならん。一六 然らば我眞實を爾等に言ふに縁りて、爾等の敵と爲りしか。一七 彼等が爾等の爲に熱中するは善き意に非ず、乃爾等を離して、爾等が彼の爲に熱中せんことを欲するなり。一八 善事の爲に恒に熱中するは善し、唯我が爾等と偕に居る時に於てするのみならず。一九 我が小子よ、我復爾等の爲に産の劬勞に在りて、ハリストスが爾等の中に形づくらるるを待つ。二〇 冀はくは我今爾等と偕に在りて、我が聲を變ぜんことを、蓋我爾等の爲に惑ふ。二一 律法の下に在らんと欲する者は、我に語れ、爾等律法を聞かざるか。二三 蓋録せるありアウラムに二人の子あり、一は婢よりし、一は自主の婦よりせり。二三 然れども婢よりせし者は肉に循ひて生れ、自主の婦よりせし者は許約に囚れり。二四 斯に譬あり、此れ二約なり、一はシナイ山よりし、生みて奴隸と爲す、此れ即アガリなり。二五 蓋アガリはアラワイヤのシナイ山なり、今のイエルサリムに當る、彼は其諸子と共に奴隸たればなり。二六 然れども上なるイエルサリムは自主にして、是れ我等衆の母なり。二七 蓋録せるあり、妊まず生まざる者、樂め、産に苦しまざる者、聲を揚げて呼べ、蓋棄てられたる婦は、夫ある者

に較ぶれば、更に多くの子ありと。二八 兄弟よ、我等はイサクの如く許約の子なり。二九 惟其時、肉に循ひて生れし者が、神に循ひて生れし者を窘逐せし如く、今も亦然り。三〇 然れども聖書は何をかい言ふ、婢及び其子を逐ひ出せ、蓋婢の子は自主の婦の子と共に嗣子と爲るを得ず。三一 故に兄弟よ、我等は婢の子に非ず、乃自主の者の子なり。

第五章 一 是の故に爾等ハリストスが我等に賜ひし所の自由に堅く立ちて、復奴隸の軛に服する勿れ。二 視よ、我パウエル爾等に言ふ、若し爾等割禮を受けば、ハリストスは更に爾等に益なし。三 我復凡そ割禮を受くる人に證す、彼は全律法を行ふべし。四 爾等律法に由りて義とせらるる者は、ハリストスを離れ、恩寵より絶たれたり。五 我等に至りては、神を以て、信仰に由りて義とせらるる望を得んことを俟つ。六 蓋ハリストス イイススに在りては、割禮を受くるも、割禮を受けざるも、益なく、唯愛を以て行ふ信は益あり。七 爾等善く行けり、誰か爾等を阻みて、眞實に順はしめざる。八 此の勸は爾等を召す者よりするに非ず。九 僅なる酔は盡くの澁麪を酸くす。一〇 我主に由りて爾等に他意なからんことを信ず、爾等を惑はす者は、何人に論なく、其定罪を受けん。一一 兄弟よ、我若し尚割禮を傳ふるならば、何ぞ尚窘逐せらるる。若し然らば、

十字架の礙は息まん。一二 願はくは爾等を亂す者は絶たれん。一三 兄弟よ、爾等は召を蒙りて自由を得たり、唯爾等の自由は肉體に機會を與ふべからず、乃愛を以て互に事へよ。一四 蓋全律法は一言を以て之を蔽ふ、曰く、爾等の隣を愛すること己の如くせよと。一五 然れども若し爾等相噬み、相喰まば、慎め、恐らくは相滅されん。一六 我言ふ、爾等神を以て行へ、然らば肉の慾を爲さざらん。一七 蓋肉の欲する所は神に逆ひ、神の欲する所は肉に逆ふ、斯の二者相敵して、爾等の願ふ所は、之を行はざるに至る。一八 若し爾等神に導かれれば、則律法の下に在らず。一九 肉の行は顕著なり、即姦淫、邪淫、汚穢、邪侈、二〇 拜偶像、巫術、讎讐、争鬪、娼嫉、忿怒、分争、朋黨、異端、二一 怨恨、兇殺、沈湎鬻養等の類、是なり。我が先に爾等に言ひし如く、今復預め言ふ、此くの如き事を行ふ者は神の國を嗣がざらん。二三 神の果は仁愛、喜悅、平安、恒忍、仁慈、矜恤、信仰、二三 溫柔、節制なり。此くの如き者には律法なし。二四 凡そハリストスに屬する者は、肉體を其情及び慾と共に十字架に釘せり。二五 若し我等神に依りて生きば、亦神に依りて行ふべし。二六 虚榮を尚び、相怒り、相妒む勿るべし。

第六章 一 兄弟よ、若し人過に陥らば、爾等屬神の者は、溫柔の神を以て、之を規し、且自省みるべし、恐らくは爾等も亦誘

はれん。二 爾等互に荷を負へ、是くの如くしてハリストスの法を盡さん。三 蓋人若し有るなくして、自ら有りとせば、是れ自ら欺くなり。四 人各其行を勸ふべし、然らば其誇る所は唯己に在りて、他人に在らざらん。五 蓋人各己の任を負はん。六 教を受ける者は、其所有を以て教ふる者に分つべし。七 自ら欺く勿れ、神は慢る可からず。人の種く所の者は、亦其獲る所と爲らん。八 其肉に種く者は、肉より腐敗を獲り、神に種く者は、神より永遠の生命を獲らん。九 我等善を行ひて倦む可からず、蓋若し弛まらずば、期に届りて獲らん。一〇 故に我等時の尚存する間は、悉くの人に、特に同信の者に善を爲すべし。一一 視よ、我手づから爾等に幾許か多く書したるを。一二 肉を以て誇らんと欲する者が、爾等を強ひて割禮を受けしむるは、唯ハリストスの十字架の故に由りて、窘逐を受けざらん爲のみ。一三 蓋割禮を受くる者は、己も律法を守らず、然るに爾等に割禮を受けしめんことを欲するは、爾等の肉を以て誇らん爲なり。一四 我に在りては、我等の主イエスス、ハリストスの十字架の外に誇る所なし、此に由りて世は我等の爲に釘せられたり、我世に於ても亦然り。一五 蓋ハリストス イエススに在りては、割禮を受くるも、割禮を受けざるも益なく、惟新なる受造物は益あり。一六 凡そ此の規に遵ひて行ふ者は、願はくは平安と慈憐とを蒙らん、神のイブライリも亦然り。一七 今より後人我を擾す勿れ、蓋我は主イエス

スの瘡痍を我が身に負へり。一八 兄弟よ、願はくは我等の主イエススハリストスの恩寵は爾等の信と偕に在らんことを、「アミン」。